

田原市環境保全条例の制定（案）パブリックコメント

提出された意見と市の考え方

No.	提出された意見	市の考え方
1	国道259号の豊橋市杉山町で不要家電を収集しているが、屋外で野積みされており、重金属等が雨水で解けて農地へ流れ込む恐れがあるので、そういった事象が発生しないよう規制をしてください。	同様の事象が発生した場合「特定家庭用機器再商品化法」等の個別法に基づき規制の対象となるか判断することとなりますので、本条例での規制は考えていません。
2	生活ゴミ（空き缶、空き瓶、プラスチック製品、電化製品、釣り製品、タイヤ等）不法投棄をしないよう、市民各自による管理の義務、悪質投棄場所、地域の公表	市民各自による管理の義務は、生活環境の保全の中で定める予定です。また、悪質投棄場所及び地域の公表については、本条例の目的が、不法投棄の行為に対して規制を強化するものなので、今のところ考えておりません。
3	事業系ゴミ（農業施設用廃ビニール、空き缶、タイヤ、ガラス、電球、作物残さ）市民各自のモラルに基づき管理の義務化、地域によっては、河川、空地、山などへの農業残さの不法投棄が常態化している。これを防止する文言が欲しい。	市民各自による管理の義務は、本条例の生活環境の保全の中で定める予定です。
4	5月30日のゴミゼロ、11月30日のアキカン（秋寒）ゼロを制定し、市内美化のキャンペーンを行う。	美化活動推進の取り組みの参考とさせていただきます。
5	田原市内全域で堆肥の臭いがする。未完熟堆肥の利用を規制してください。	堆肥の管理、利用等につきましては、本条例での規制は考えておりません。
6	未完熟堆肥の市外からの持ち込みを規制してください。	なお、堆肥の適正な利用については、環境保全型農業推進の取り組みの参考とさせていただきます。
7	渥美半島の大切な農地を市外から持ち込まれる未完熟肥料（産業廃棄物由来）を持ち込ませない方策をとり、農地の有害物質汚染を排除する。地域内で発生する畜産由来の産業廃棄物は地域内で適正に処理することを基本とした施策の推進を原則とすることを希望します。特に畜産肥料は土壤に過度な負荷のかからない下水汚泥や建築廃材を除外したものとしたい。	

8	<p>当市の施肥堆肥は地産地消を徹底する立場から当市畜産農家由来の堆肥を優先使用するよう農業委員会、JA等に要請する。</p>	<p>環境保全型農業推進の取り組みの参考とさせていただきます。</p>
9	<p>堆肥化施設の適切な保管（屋根付等）・品質管理・熟成期間等の登録・規制をしてください。</p>	<p>畜産糞尿の堆肥化施設の適切な管理につきましては、「家畜排せつ物法」に基づき指導しています。また、堆肥の管理、利用等につきましては、本条例での規制は考えておりません。</p>
10	<p>肥料を過剰に投入している農家により、地下水や土壌が汚染されているので、総量規制や土壌検査等を行ってください。</p>	<p>施肥量につきましては、愛知県が作成した施肥基準を遵守するよう啓発しており、本条例での規制は考えておりません。</p> <p>土壌検査につきましては定期的に実施しています。</p>
11	<p>肥料製造事業者の市内への堆肥と云う名の産業廃棄物が持ち込まれた。産業廃棄物を有償無償肥料として提供して、何百万円もする天地返しを無償提供するなどして、法の規制を潜り抜けている。同じことが二度と行われないように、産業廃棄物処理法の抜け道を規制してください。</p> <p>国道42号線では、タナカ興業のトラックが通ると凄い悪臭が漂っていた。</p>	<p>ご意見の内容は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき規制する権限を持つ愛知県において対応するものであり、本条例での規制は考えておりませんが、土壌調査や農家等への啓発を通じ環境保全型農業の推進に努めます。</p>
12	<p>市外から当市地域に搬入される堆肥もどきの産廃材の水際チェックとしての検査体制を確立する。</p>	
13	<p>環境への負荷の拡大を防止するために、施肥基準の順守、現地調査、関係者への聞き取り調査、土壌調査や罰則規定の盛り込みなど悪徳産廃処理業者を排斥できる必要条件等を盛り込んだ条例や規則、要綱等を制定することを提案します。上位の法律がある場合は、県や国に対して、直接意見を述べ、法規制等適切な対策をお願いします。</p>	

14	農地の土壌汚染 危険な産廃肥料は外部から持ち込めず、使わない、を文言化し、行政の役割と市民の役割を明文化する。	肥料の品質等は、「肥料取締法」に基づき国が管理しており、本条例での規制は考えておりません。
15	下水汚泥、建築廃材チップなどの有害物質混入の疑いのある堆肥を当地域に搬入させない。	
16	当市地域内で発生する下水汚泥は、すべて焼却処分とする方針を議会に提議し決議して頂く。	下水汚泥は焼却処分ではなく、有効活用できる方法を検討しています。
17	パチンコ屋のサーチライトや屋外LED広告等を規制してください。	愛知県屋外広告物条例に基づき、対応するもので、本条例での規制は考えておりません。
18	政治家の野立て看板を規制してください。	
19	太陽光発電システムの反射光が近隣住宅の窓に差し込んだりして、景観を含めた集落環境が悪化する恐れがあるので、集落内の太陽光発電の規制をしてください。	太陽光発電施設については、現行法制度に基づき設置されているものであり、本条例での規制は考えておりません。 景観などの観点から太陽光発電施設のあり方について今後、検討する予定です。
20	田原市内の山腹に大規模な太陽光発電の開発が行われている。表土の流出や景観に問題があるので、地域・規模・法面の角度等を規制してください。	
21	太陽光パネルの下に雑草が茂っている場所があり、フェンスで囲われており、簡単に除草出来ない。太陽光発電の設置基準等を設け、地盤の防除等の規制を設けてください。	
22	表浜海岸と三河湾内海に流入する当市地域内河川の水質を定期的に検査し、その結果を公表し、河川浄化への協力キャンペーンを実施する。	現在、定期的に水質等調査を行い、ホームページや広報たはらにおいて公表しています。 また、三河湾浄化推進協議会では7月に三河湾浄化週間を開催し、生活排水対策の呼びかけを行っています。
23	悪臭防止法に基づき事業者の管理と義務産廃肥料が投入されている農地からの異様な悪臭対策については行政の勧告、悪質な場合氏名公表、悪臭を感じたら遠慮せず、市役所へ連絡をの文言挿入。	悪臭の防止につきましては、本条例の生活環境の保全の中で、行政、市民等及び事業者の取り組むべき事項として定める予定です。

24	駐車場等からの土砂が歩道や側溝へ流出しているのを、土砂流出防止のための管理も、盛り込んでください。	ご意見の内容は、「道路法」等の個別法で規定されており、本条例での規制は考えていません。
----	---	---